

岡崎市地域子育て支援拠点運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和 34 年岡崎市規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、岡崎市地域子育て支援拠点運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 9 の規定に基づき、発達に心配のある就学前児童とその保護者の利用に特に配慮した地域子育て支援拠点（以下「広場」という。）を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を予算の範囲において補助することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感や負担感を緩和し、地域全体で子育て親子の育ちを支援することを目的とする。

2 広場では、地域子育て支援拠点事業のほか、一時預かり事業を一体的に実施するよう努めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域子育て支援拠点事業 法第 6 条の 3 第 6 号に規定する事業で「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 113 号）の別紙（以下「国拠点要綱」という。）によるもののうち一般型または連携型
- (2) 一時預かり事業 法第 6 条の 3 第 7 号に規定する事業で「一時預かり事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日 5 文科初第 2592 号、こ成保第 191 号）の別紙（以下「国一時預かり要綱」という。）によるもののうち一般型または地域密着Ⅱ型

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 社会福祉法第 69 条第 1 項に基づく届出をしていること。（申請時に事業開始前の場合は、事業開始から 1 か月後までに届け出を行うこと。）
 - (2) 市内で 2 歳児親子療育（児童発達支援）を 3 年以上実施した実績があること。
 - (3) 岡崎市税を滞納していない者であること。
 - (4) 岡崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 補助対象者が広場で一時預かり事業を実施する場合は、前項のほか、法第 34 条の 12 第 1 項に基づく届出をしていなければならない。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、広場において実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域子育て支援拠点事業。ただし、国拠点要綱に規定されている「配慮が必要な子育て家庭等への支援」を必ず実施しなければならない。
- (2) 一時預かり事業。ただし、岡崎市に住所を有する乳幼児を対象としたものに限る。

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象とする経費及び補助基準額は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第7条 補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄の区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の各号に定める条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費については、別表の第2欄の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助金の交付を受けた事業者が全国的に事業

を展開する組織の支部（又は支部、支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）に実施する事業の種類に応じ、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 地域子育て支援拠点事業 計画書
- (2) 一時預かり事業 計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、規則第6条の規定に基づき当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第11条 市長は、補助事業者が規則第13条に規定するもののほか、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（変更等の承認申請）

第12条 補助事業者は、市費補助事業の内容を変更し、若しくは中止又は廃止しようとするときには、補助金変更等承認申請書（様式第2号）に第9条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、市費補助事業の遂行の状況を

報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、市費補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定に基づき、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は年度終了後の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、補助金事業実績報告書（様式第 3 号）に次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 収支決算（見込）書
- (2) 事業の対象経費を確認できる書類
- (3) 事業実施期間中の利用実績を確認できる書類
- (4) その他市長の定める書類

(額の確定)

第 15 条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、規則第 11 条の規定に基づきその内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができることとする。なお、概算払いによる交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 14 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 25 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費
地域子育て支援拠点事業	運営費	運営費（1 か所当たり年額） 1 一般型 （1）基本分 ・職員を合計3名以上配置する場合 6,314,000 円 ・職員を合計2名配置する場合 4,642,000 円 （2）加算分 ア 子育て支援活動の展開を図る取組 1,725,000 円 イ 地域支援 1,646,000 円 ウ 特別支援対応加算 1,147,000 円 エ 研修代替職員配置加算 1人当たり年額 24,000 円 オ 育児参加促進講習休日実施加算 443,000 円 2 連携型 （1）基本分 2,143,000 円 （2）加算分 ア 地域の子育て力を高める取組 507,000 円 イ 特別支援対応加算 1,147,000 円 ウ 研修代替職員配置加算 1人当たり年額 24,000 円 エ 育児参加促進講習休日実施加算 443,000 円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費
	開設準備経費	開設準備経費（1 か所当たり年額） ・改修費、備品購入費等 1 か所当たり 4,000,000 円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。	
	開設準備経費（賃借料等）	開設準備経費（1 か所当たり年額） ・礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000 円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。	

一時預 かり事 業	一般分	1 基本分	一時預 かり事 業の実 施に必 要な費 用														
		(1) 一般型のうち、保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合															
		<table><tr><td>年間延べ利用児童数 (2 特別支援児童(障害児・多胎児) 加算対象児童を除く。)</td><td>基準額 (1 か所当たり年額)</td></tr><tr><td>50 人未満</td><td>1,473,000 円</td></tr><tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>1,973,000 円</td></tr><tr><td>100 人以上 200 人未満</td><td>2,444,000 円</td></tr><tr><td>200 人以上 300 人未満</td><td>2,945,000 円</td></tr><tr><td>300 人以上 900 人未満</td><td>3,240,000 円</td></tr><tr><td>900 人以上</td><td>3,470,000 円</td></tr></table>		年間延べ利用児童数 (2 特別支援児童(障害児・多胎児) 加算対象児童を除く。)	基準額 (1 か所当たり年額)	50 人未満	1,473,000 円	50 人以上 100 人未満	1,973,000 円	100 人以上 200 人未満	2,444,000 円	200 人以上 300 人未満	2,945,000 円	300 人以上 900 人未満	3,240,000 円	900 人以上	3,470,000 円
		年間延べ利用児童数 (2 特別支援児童(障害児・多胎児) 加算対象児童を除く。)		基準額 (1 か所当たり年額)													
		50 人未満		1,473,000 円													
		50 人以上 100 人未満		1,973,000 円													
		100 人以上 200 人未満		2,444,000 円													
		200 人以上 300 人未満		2,945,000 円													
		300 人以上 900 人未満		3,240,000 円													
		900 人以上		3,470,000 円													
(2) (1) 以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																	
<table><tr><td>年間延べ利用児童数 (2 特別支援児童(障害児・多胎児) 加算対象児童を除く。)</td><td>基準額 (1 か所当たり年額)</td></tr><tr><td>50 人未満</td><td>1,473,000 円</td></tr><tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>1,973,000 円</td></tr><tr><td>100 人以上 200 人未満</td><td>2,444,000 円</td></tr><tr><td>200 人以上 300 人未満</td><td>2,945,000 円</td></tr><tr><td>300 人以上 900 人未満</td><td>3,114,000 円</td></tr><tr><td>900 人以上</td><td>3,335,000 円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数 (2 特別支援児童(障害児・多胎児) 加算対象児童を除く。)	基準額 (1 か所当たり年額)	50 人未満	1,473,000 円	50 人以上 100 人未満	1,973,000 円	100 人以上 200 人未満	2,444,000 円	200 人以上 300 人未満	2,945,000 円	300 人以上 900 人未満	3,114,000 円	900 人以上	3,335,000 円			
年間延べ利用児童数 (2 特別支援児童(障害児・多胎児) 加算対象児童を除く。)	基準額 (1 か所当たり年額)																
50 人未満	1,473,000 円																
50 人以上 100 人未満	1,973,000 円																
100 人以上 200 人未満	2,444,000 円																
200 人以上 300 人未満	2,945,000 円																
300 人以上 900 人未満	3,114,000 円																
900 人以上	3,335,000 円																
2 特別支援児童(障害児・多胎児) 加算 (児童1人当たり日額) 3,900 円																	
開設準備経費	開設準備経費(1 か所当たり年額) ・改修費、備品購入費等 1 か所当たり 4,000,000 円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。																

	開設準備経費 (賃借料等)	開設準備経費（１か所当たり年額） ・ 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000 円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。 ※ 一般型に限る。	
	その他分	運営費の事務経費加算 2,670,000 円 ※ 一般型に限る。	